

## 第4回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

### ◇日時

平成12年7月24日（月） 15:00～17:00

### ◇場所

猿沢荘 会議室

### ◇議事

- (1) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項について
- (2) オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について
- (3) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について
- (4) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について
- (5) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について
- (6) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

#### [議事概要]

##### (1) 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 収集目的以外の目的に利用提供を行う場合には、本人の権利利益を不当に侵害しないようにすることが大前提である。県における具体的な事例をみた上で引き続き検討してはどうか。
- 社会的関心が高いことなど県民に知らせる公益上の必要がある場合には、報道機関へ発表し、又は取材要請に応じて個人情報を提供することも必要と思われる。

##### (2) オンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 公益上の必要性と、個人情報についての必要な保護措置が講じられていることがオンライン結合を認めるための条件となるが、保護措置の内容は、特定の相手方とのオンラインと不特定の相手方とのオンラインでは異なるのではないか。具体的なオンライン結合の事例をみたうえで引き続き検討してはどうか。
- インターネットのホームページを通じて不特定の相手に提供する場合は、どの様に利用されるかわからないので、本人の同意を得ることが必要ではないか。

(3) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 表彰や、委員の選考など本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を確保することが困難な事務や、所在不明など本人から収集できない場合などは、例外として本人以外からの収集を認めることも必要ではないか。
- 県が能動的に収集するのではなく、相談等により受動的に他人の情報を収集してしまう場合は、やむを得ないのではないか。

(4) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 人種など出生によって決定される個人情報は、基本的に収集を制限すべきではないか。
- 過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様の原因となるおそれがあるため、その取扱いを誤れば不当な差別を助長するおそれがある情報は収集禁止とする方向で引き続き検討してはどうか。

(5) 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 登録簿の作成意義は、実施機関における個人情報取扱事務の目的、内容等を県民に広く知らせることであって、自己情報の開示請求権に影響するものではないことからすると、登録簿は県民に直接関連するものに限るほうが良いのではないか。
- 職員の内部的な会議の出席者名簿や会議室の利用申込など職務の遂行に関する事務や、国等の職員の人事、給与等に関する事務は県民には直接関係しないものであり、特に登録の必要はないのではないか。
- 刊行物を取り扱う事務は、公になっている情報を取り扱うので、どの様に取り扱っているのかを広く知らせる必要はないのではないか。

(6) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 指針は、民間事業者が自主的に個人情報の保護措置を講じてもらうためのものなので、できるだけあらゆる事業者が講じることのできるような内容とすべきではないか。
  - 事業者の活動範囲は奈良県内にとどまらないため、近隣府県の指針において盛り込んでいる内容とほぼ同じものとするのが適当ではないかと考えられるが、全国的な傾向も見た上で引き続き検討してはどうか。
-